

函館市産業支援センター入居資格審査委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、函館市産業支援センター条例施行規則（平成10年函館市規則第31号）第6条の規定に基づき、函館市産業支援センター入居資格審査委員会（以下「委員会」という。）の運営に必要な事項を定めるものとする。

(審査の原則)

第2条 函館市産業支援センター条例（平成10年函館市条例第10号）第6条第2項の規定に基づき、函館市長から入居施設の使用の許可に係る諮問があった場合は、委員会は、当該入居施設を使用しようとする者（以下「申請者」という。）が提出した事業計画書等をもとに審査を行うものとする。

(説明および書類の提出)

第3条 委員会は、必要に応じ、申請者および市の関係職員等に事業計画書の内容について説明させ、関係資料の提出を求めることができる。

(会議の非公開)

第4条 委員会の会議は、非公開とする。

(会議録の作成)

第5条 委員会は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 委員会の開催日時、場所および議題
- (2) 出席した委員等の氏名
- (3) 議事の概要
- (4) 審査表
- (5) その他委員長が必要と認める事項

附 則

この要領は、平成10年6月29日から施行する。